

- 一、軍縮による剩餘金の充當
- 二、高率不勞所得税の制定
- 三、相続税、資本利子税の高率累進賦課

實 行 方 法

- (1) 全國同盟の機關を通じて全生産團體の共同闘争を起すこと
 - (2) 全國一齊に失業保險法獲得の労働者大會並に失業者大會を開催すること
 - (3) 請願運動を起すこと
 - (4) 議會に提案すること
- 註 失業保險の經營方法四種あるも省略

**(ハ) 工場法鑛業法の改正に
關する件**

提 案 大阪金屬労働組合

主 文

保護法たる工場法、鑛業法の階級性を批判し階級的立場に起つて徹底的に改正を要求する。

理 由

元來工場法、鑛業法は保護法として制定されたものである。據頭した無産階級の壓力によつて獲得したものでない限り他迄恩惠保護の範疇に限られてゐるのであつて、資本家階級が獨占する經濟的、社會的地位の恒久的確保のためにした偽購政策は依然として労働階級を隷屬し抑壓し得る關係に於いてのみ工場法、鑛業法は制定されたのである。されば斯る労働階級の隷屬、保護の恒久性を維持するこの目的のため存在する該法の正體を曝露する事と、階級的壓力に依つて徹底的改善を期さんとするものである。我等が主張する改正案の要項は左記の通りだ

改 正 要 項

- 一、適用範圍を限定せざること
- 二、適用を勅令を以つて除外することを削除すること
- 三、十八歳未満幼年、女子を一日六時間労働とすること
- 四、同法違反者には三箇月以上の體刑に處すること
- 五、施行令第六條は一年まで全額負擔し三年まで百分の八十
- 六、同第七條の (一) 一千二百日分 (二) 八百日分 (三) 四百日分 (四) 二百五十日分 (五) 第七條二項削除 (六) 八條を千日分

- (七) 九條を五十日分とし百圓以上とする
- (八) 疾病の定義を明確にすると共に呼吸器病を公傷とすること
- (九) 賃銀の算出は全収入を勤務日數で割ること

(一〇) その他労働者本位に改正する事

實 行 方 法

實行方法は他の立法改正と同じ

**(ニ) 一般労働者保護法(俸給
者)制定要求の件**

提 案 大阪金屬労働組合

主 文

現行保護法は組織的闘争の可能なる労働階級を欺瞞し、彼等の持つ階級意識を去勢して奴隸的支配をなさんとする

理 由

此處にくどくどしく理由を説明する迄もなく我等は左の各項を基礎とする保護法の制定を要求す。

▲ 一般労働者保護法要項

- 一、適用範圍
 - 現行保護法適用以外は一切の労働者に適用すること。
 - (鐵道、水道、瓦斯、電氣、建築、土木、漁業等に從事するものを含む)
- イ、最低年齢を十五歳
- ロ、労働時間最大九時間
- ハ、休憩時間の規定
- ニ、休日規定
- ホ、災害豫防設備の規定
- ヘ、災害扶助の規定
- ト、賃銀支拂回數の規定(月一回以上)
- チ、積立金の保證規定
- リ、賃銀算定明示の規定
- ヌ、女子深夜業禁止の規定
- ル、産婦、乳兒婦の保護規定
- ヲ、解雇豫告期限の規定
- ワ、解雇手當、解雇歸郷手當制の規定